

## 改訂意匠審査基準案に寄せられたご意見の概要とご意見に対する考え方

(注) 本意匠審査基準改訂案の内容は、現行意匠法の下における、法改正以外の課題について検討を行ったものです。意匠制度小委員会において別途検討する意匠制度の見直しが行われた際は、意匠審査基準についても、それに則した内容となるよう、改めて改訂を検討いたします。

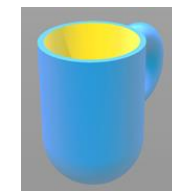
	寄せられたご意見の内容	ご意見に対する考え方
I 創作の実態を踏まえた意匠の適切な開示要件の在り方 — (1) 点灯部を有する物品に関して		
1	<p>21.1.1.1(2)②</p> <p>①この度の改定において、ヘッドライトやリアライトの「発光時の光形状」について、意匠登録要件を満たす旨を明記することに賛成する。</p> <p>②改定審査基準案では、点灯時の図面と、消灯時の図面が併記されており、以下の懸念事項がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車会社として、保護してもらいたい対象は、点灯時に現れる光形状のみであるので、点灯時の形状のみを出願すれば足りるような基準にしてもらいたい。</li> <li>・部品によっては、消灯時に点灯する箇所が表れないものもある。その場合に、消灯時の図面には、点灯する箇所の形状は表すことができない。事例の追加をお願いしたい(現状の事例では、点灯前後で模様の差がない)。</li> <li>・点灯時、及び消灯時の図面を提出した場合、消灯時のデザインも権利範囲と解釈されてしまうと、権利範囲が狭い。</li> </ul>	<p>21.1.2(1)③ (iii) において、「点灯した状態を表していても、意匠の特定に支障が無い場合、又は消灯した状態の図若しくは断面図等の提出がなされており、意匠の形態が特定できる場合は、意匠が具体的なものと認める」とし、点灯時の図面だけでも意匠が具体的と判断する旨記載しておりますが、ご指摘を踏まえて、より分かりやすい記載とするべく、「点灯した状態を表していても」との記載を「点灯した状態のみを表していても」との記載に修正いたします。</p> <p>21.1.1.1(2)②の事例につきましても、点灯した状態の図だけでも意匠が具体的と認められる旨の注釈を追記することといたします。</p> <p>また、「意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き」においては種々の具体的事例を多数掲載することが可能ですので、ご指摘の、消灯時に点灯する箇所が表れないものの事例を、当該手引きに記載いたします。</p> <p>※なお、冒頭に記載したとおり、本意匠審査基準改訂案の内容は、現行意匠法の下における、法改正以外の課題について検討を行ったものです。意匠制度小委員会において別途検討する意匠制度の見直しが行われた際は、意匠審査基準についても、それに則した内容となるよう、改めて改訂を検討いたします。</p>
2	<p>21.1.1.1(2)②</p> <p>改定審査基準案では、点灯時の図面と、消灯時の図面が併記されており、以下の懸念事項がある。</p> <p>自動車会社として、保護してもらいたい対象は、点灯時に現れる光形状であるので、点灯時の形状のみを出願すれば足りるような基準にしてもらいたい。</p>	<p>ご意見をふまえて、点灯した状態のみを図面等に表示しただけでは当該意匠の形態が特定できない場合の事例を同項に追加いたします。</p>
3	<p>21.1.2(1)③ (iii)</p> <p>①点灯状態で意匠の形態が特定できない場合とはどのような場合なのか具体例を示してほしい。</p>	<p>ご意見をふまえて、点灯した状態のみを図面等に表示しただけでは当該意匠の形態が特定できない場合の事例を同項に追加いたします。</p>

4	<p>改訂案 21.1. 1.1 (2) において、「点灯部を有する物品であって、当該物品の点灯部を点灯させることにより、当該物品自体に模様又は色彩が表れる場合は、当該模様や色彩についても、出願に係る意匠の形態を構成する要素として取り扱う」との記載があり、さらに、改訂案 21.1. 2 (1) の「③図面、写真などが不鮮明な場合」として、次の説明がある。</p> <p>「(iii) 点灯部を有する意匠について、点灯した状態を表したことにより、意匠の形態が不明確となる場合。ただし、点灯した状態を表していても、意匠の形態の特定に支障がない場合、または消灯した状態の図若しくは断面図等の提出がなされており、意匠の形態が特定できる場合は、意匠が具体的なものと認める。」</p> <p>この「不明確な場合」、「具体的なものと認める場合」について、それぞれ事例を示して頂けると有り難い。</p> <p>また、点灯状態（光の見え方）に特徴がある場合でも、LED ランプ等の細かな構成の開示が必要かどうかも明確な運用が求められる。出願人が、光の表れ方による美的外観についての保護を求めている状況において、光源部の構造の形状にとらわれずに、視覚に訴える光った状態だけを権利対象とする出願はできないのか。たとえば、光源部の形態について開示をすることで、断面を出すにしても、あくまで権利に直接影響しない参考図として提出する、あるいは、光源部は全て破線で表すことは認められるのか、について見解を求める。</p>	<p>ご指摘の「不明確な場合」については、21.1.2 (1) ③ (iii) に具体的な事例を追加いたします。</p> <p>また、「具体的なものと認める場合」については、21.1.1.1 (2) ②の自動車用尾灯の事例が該当しますが、当該事例においては、点灯した状態の図のみであっても、意匠が具体的なものと認められますので、その旨の説明を事例の注釈として追加いたします。</p> <p>光源部についても、点灯した状態で図面等に表すことが可能です。また、例えばフィラメントの部分のみを部分意匠のその他の部分とすることも可能です。ただし、光源部も意匠登録を受けようとする部分であって、物品の外観形態として外部から光源部を看取できるものである場合は、その外観形態が、必要図において、一の具体的な形態が特定できるものである必要があります。</p> <p>※なお、冒頭に記載したとおり、本意匠審査基準改訂案の内容は、現行意匠法の下における、法改正以外の課題について検討を行ったものです。意匠制度小委員会において別途検討する意匠制度の見直しが行われた際は、意匠審査基準についても、それに則した内容となるよう、改めて改訂を検討いたします。</p>
5	<p>創作内容の表現上必要な場合出願に係る意匠以外の物品等も図示可能とすることについて</p> <p>意匠登録を受けようとする物品とその形態が明確に特定されるものであれば、出願人の図面等の作成の負荷、より特徴を明瞭にする表現を実現する見地から、歓迎すべき運用と考える。出願審査に際しては、登録を受けようとする意匠が一義的に明確になるような図面や願書の記載を実現する審査を期待する。</p> <p>なお、改訂案 21.1.2 の⑳で示された事例（充電台付きアイロンの例）で、「【事例】Part of Iron」と記載されているが、この記載は、「Part of Iron」なる物品名が認められるかのような混乱を生ずるおそれがある。よって、当該事例を示す物品名につき、適切な表記の再考をお願いする。</p>	<p>基準改訂案の方向性をご支持下さるご意見であると理解いたします。</p> <p>本事例は意匠に係る物品が不明である場合の事例となり、その原因の一つが意匠に係る物品の欄の記載となっています。よって、本事例の意匠に係る物品の欄の記載である「Part of Iron」との記載は、不適切なものですが、その趣旨が明確となるように、事例に注釈を加えることといたします。</p>

6	<p>改訂案 21.1.2 の⑫、⑬の例示や説明を見る限り、「窓枠材」、「排気管材」は共に、意匠登録を受けようとする意匠全体の構成比率が特定できる例示であると考えるが、両物品は数 cm から数 m のものまでであるため、省略箇所の図面上の寸法記載がない場合、意匠全体の構成比率が特定できないと考えることも可能であると思料する。</p> <p>一方で、改訂案 21.1.2 の⑬では、「ただし、省略箇所の説明がない場合であっても、省略箇所の長さが物品の性質上特定できる場合や、省略箇所が電源コードの中間部分のように、種々の長さのバリエーションであるものであって、当該長さが意匠の特徴とはなり得ないものである場合は、省略箇所についての説明がなくても、開示がなされた部分についての意匠の内容が特長的できるものと判断する。」との記載がある。</p> <p>仮に、意匠全体の構成比率が特定できるとしても、「窓枠材」、「排気管材」は、数 cm から数 m のものまでであるため、省略箇所が特徴部分でない判断され、また、図面上何 cm 省略されているかの説明の記載がない状態で登録された場合、例えば、省略箇所が 10cm のものも 3000cm のものでも保護可能であるか等といった、類似範囲について疑義が出るおそれがある。</p> <p>このような、中間省略する長さが意匠の特徴とはなり得ないものである場合には、省略箇所が 10cm のものも 3000cm のものでも保護可能であると理解してよいか見解を求める。また、中間省略する部分が意匠の特徴となり得るか否かの判断も明瞭ではないと思われるため、それらを示す具体例や、意匠の説明の欄の記載（省略記載）がない場合の類似範囲（類否判断手法）についての考え方も記載して頂きたい。</p>	<p>ご指摘を踏まえて、意匠に係る物品の欄の記載を「○○材」としたものであって、意匠の説明の欄に長さ等についての特段の説明が無いものについては、長さを特定しない長尺のものであると認定する旨を、基準上明記いたします。</p> <p>なお、意匠の認定は願書及び図面等の記載に基づいて行いますので、それらに具体的に記載がなされていないものについては、意匠の認定において考慮されないこととなります。</p>
I 創作の実態を踏まえた意匠の適切な開示要件の在り方 — (2) 意匠が具体的であるものとの要件に関して		
7	<p>21.1.2 の「図面において開示されていない範囲の形態（規則に従い省略した場合を除く）」は、21.1.2 ⑩ (i) の「他の図と同一又は対称である図は・・・図示を省略してもよい。」と整合していない。</p> <p>理由：現行の 21.1.2 (1) ⑩ (iii) イは、「正面図、背面図、左側面図及び右側面図が同一の場合」に正面図のみを図示する（背面図、左側面図及び右側面図を省略する）ことを認めていますが、これは様式第 6 備考 8 に規定されていません。「下の⑩ (i) に従い省略した場合」という意図なら、記載を合わせるべきです。</p>	<p>本運用改正に伴う規則の改正についても今後検討を予定しておりますので、規則における図の省略の記載に合わせた内容となるよう対応いたします。</p>

8	<p>71.2.2 (2) ①「意匠法施行規則様式第6備考8に規定される、同一又は対称である図の省略」は、21.1.2⑩(i)の「他の図と同一又は対称である図」と同様にするか後者を参照すべき。</p> <p>理由：様式第6備考8は「正面図と背面図、左側面図と右側面図、平面図と底面図」の組み合わせしか認めていません。部分意匠のみ厳格化するなら、全体意匠のつもりで作成した図面を21.1.2(1)丸10に従い省略した場合に、審査官が物品全体の形態が図面に表されていないという理由で部分意匠として取り扱おうと、71.2.2(2)①では省略が認められなくなるおそれがあります。</p>	<p>本運用改正に伴う規則の改正についても今後検討を予定しておりますので、規則における図の省略の記載に合わせた内容となるよう対応いたします。</p>
9	<p>21.1.2 ⑩(i)の「他の図と同一又は対称である図は・・・図示を省略してもよい。」について、同一である場合は自明でも、対称である場合は、様式第6備考8に規定するもの(正面図と背面図、左側面図と右側面図、平面図と底面図)以外の組み合わせだと対称性(左右対称、上下対称、点対称、4回対称など)が自明でなく、単に対称と説明されても形態を特定できない。文章で対称性が説明されても抽象的になり問題が生じやすいため、容易かつ確実に理解できる場合に制限すべき。</p> <p>理由：様式第6備考8による省略は、いずれも6面のうち互いに対向する2面に限られています。これら2面が三次元的に対称である形状を想定すると、正投影図では正面図と背面図又は左側面図と右側面図は左右対称、平面図と底面図は上下対称と解されます。</p> <p>これに対し、例えば正面図と平面図が対称といえれば上下対称を、正面図と側面図が対称といえれば左右対称を当然に意図するか、あるいは他の対称を意図するか自明ではありません。また例えば右側面図が平面図と対称というときに平面と右側面が共有する辺を中心として回転させて両者が一致することを想定すれば、右側面図と平面図の正投影図は右上から左下に伸びる斜め45°の線「/」を中心線とする線対称の関係となります。</p> <p>対称の意味があまり複雑だと、ただ対称と説明されても省略された図の内容を想起することができず、それが意匠公報に掲載されても第三者の理解が困難と懸念されます。さらに改訂案は、6面のうち2面以上が対称である立体形状に限るのではなく、6面図のうち2図以上が紙面上対称であれば省略を認めると解されます。出願人が対称性を自由に解釈すると、第三者には意図が把握できないおそれがあります。</p>	<p>意匠の説明の欄に単に「対称」としか記載がない場合は、従来どおり、最も一般的である左右または上下の線対称として判断することとなります。</p> <p>線対称以外の対称形状である場合等、特殊な図面の記載方法については、ご意見を踏まえて、「意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き」において、願書にその旨を記載することを推奨する旨の説明を記載いたします。</p>

10	<p>71.4.1.2 の⑤について</p> <p>【事例1】「花瓶」について、上半分は略円錐台状と特定できるが、下半分は提出された図面からでは下方に向けて円形状に窄まるのか方形状に窄まるのか等、様々な態様が想定されるため、具体的な意匠を導き出せない例として挙げられている。本件では、底面図においていずれか一方を明確に表す補正は要旨変更と見なされると思われる。その場合、他の取り扱いとの均衡から、下半分が十分に開示されていないもの、すなわち、意匠登録を受けようとする部分以外のもの（すなわち、下半分を全て破線で表した意匠）と扱うことはできないのかについて、見解を伺いたい。下半分を破線とすることが認められた場合でも、出願人は底面の特徴を主張できない取り扱いになるため、審査や権利範囲の解釈において意匠の特定に支障はないように考える。参考までに言えば、米国であれば、かような不特定要素を含む意匠については、審査において破線への補正を促す拒絶理由が通知される場合もある。</p>	<p>補正の内容が要旨の変更にあたるか否かについては、個別の案件に則した実体的な判断となりますので、ご意見にございます補正について、どのような実体的な判断がなされるかあらかじめ一律にご回答することはできませんが、「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の形態の中での位置・大きさ・範囲を同一の範囲を超えてする補正は、原則、要旨を変更するものに該当することとなりますので（現行意匠審査基準 71.10.4）、補正の却下の対象となる可能性が大きいものと考えます。</p>
11	<p>71.4.1.2 の⑤について</p> <p>【事例2】「コーヒーカップ」については、「※この例では、取っ手側の形態が不明確であり、具体的な意匠を導き出せない」と説明されているが、取っ手部全体、あるいは取っ手部のうち開示されていない部分を破線部分と見なすことは何故できないのかを示して頂きたい。</p> <p>また、この事例では「取っ手（の一部）が見えない」から意匠の特定ができないと推察されるが、例えば、右図のような斜視図では、取っ手の形状が明瞭かと思われる。このような場合には、斜視図1図のみの出願であっても部分意匠と認められると考えてよいか示して頂きたい。</p>	<p>意匠審査基準上に記載した事例については、開示がなされていない部分は意匠登録を受けようとする部分以外の部分として認定いたしますが、本事例の取っ手は、ごく一部しか開示がなされていないため、その断面形状等が不明であることから、開示された部分に限って見ても、形態が不明確であり、具体的な意匠を導き出せないと判断せざるを得ないものです。一方、ご意見中にお示しいただいたコーヒーカップの事例については、取っ手に関しては、そのような問題は無いものと判断いたします。（他方、カップ本体の下端部付近の形態が不明確ですので、お示しいただいた事例は、こちらの斜視図1図では意匠が具体的と判断することはできません。）</p> <p>なお、ご意見を踏まえて、当該事例の注釈を、より分かりやすいものに修正いたします。</p>



1 2	<p>72.1.2 で、組物の意匠は、底面図の省略に限らず、従来の全体意匠（改訂前の 21.1.2）と同程度を許容すべき。例えば引出しやポットの中を覗き込んだ先など、外部に通じているが奥まって見えにくい形態を漏れなく限なく開示するのは膨大な数を作図しないと困難。</p> <p>理由：21.1.2 の改訂案では、形態が開示されていない範囲があると部分意匠として取り扱うとしています。全体意匠を意図した出願が部分意匠として取り扱われると、組物では拒絶理由になりそうです。例えば斜視図で隠れたところは開示されない扱いなら、物品の形状が外観に限られるとしても、需要者が見ようとすれば見えるだろう範囲を網羅的に開示するのは非現実的です。</p>	<p>意匠登録出願の願書及び願書に添付された図面の記載については、当業者の一般的な知識に基づき善意に解釈することが基本ですので、現状どおり、当業者の一般的な知識に基づき願書及び願書に添付された図面の記載を善意に解釈することで全体意匠と認められるのであれば、意匠の開示における問題はございません。</p> <p>※なお、冒頭に記載したとおり、本意匠審査基準改訂案の内容は、現行意匠法の下における、法改正以外の課題について検討を行ったものです。意匠制度小委員会において別途検討する意匠制度の見直しが行われた際は、意匠審査基準についても、それに則した内容となるよう、改めて改訂を検討いたします。</p>
1 3	<p>74.2.1（4）③で、他の図と同一又は対称である図の省略は、74.2.1（4）③の（i）及び（iii）を 21.1.2 ⑩（i）又は 71.2.2（2）①と合わせるべき。「その他の部分」が表れる図の省略も、74.2.1（4）③（v）を 71.2.2（2）⑤と合わせるべき。</p> <p>理由：画像を表す図は平面扱いしない点を除くと、画像を含むだけで基準が異なるのは良くないと思われます。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、該当箇所を修正いたします。</p>
<p>I 創作の実態を踏まえた意匠の適切な開示要件の在り方 —（3）部分意匠の欄の記載及び全体意匠と部分意匠の類否判断に関して</p>		
1 4	<p>61.1.4 全体意匠と部分意匠との類否判断は、71.9.1 や 71.9.2 と同様、どのような場合（何がすべて同一であれば）両意匠が同一と判断されるか説明を要する。</p> <p>理由：73.1.1.2 の改訂案では関連意匠が本意匠と同一かを判断するため、61.1.4 から参照されていますが、61.1.4 では何が同一となるべきかの判断項目が示されていません。22.1.3.1 は、同一（意匠法 3 条 1 項 1 号 2 号）と類似（意匠法 3 条 1 項 3 号）を厳格に区別する必要がないため、22.1.3.1 には意匠同一が説明されていないようです。</p>	<p>61.1.4 は今回直接改訂を行う箇所ではなく、また、部分意匠の場合と異なり、全体意匠同士が同一となる場合については特段の説明を要しないことから、従来から意匠審査基準上特段の判断基準を記載していないため、ご指摘のような修正は行わないことといたします。</p>
1 5	<p>73.1.1.2 では、同一だけではなく、非類似も挙げるのがよい。</p> <p>理由：意匠法 10 条 1 項（拒絶理由になるが無効理由にはならない）は意匠が非類似の場合に適用されると思料します。</p>	<p>73.1.1.2 の本文部は今回直接改訂を行う箇所ではなく、また、同箇所に「関連意匠として登録を受けることができる意匠登録出願は、本意匠に類似するものでなければならぬ。」と明記されており、非類似の意匠は意匠法第 10 条第 1 項の適用対象外であることが明らかであることから、ご指摘のような修正は行わないことといたします。</p>

16	<p>71.9.1 では、意匠同一で関連意匠を拒絶する基準が「すべて同一の場合」のままでよいのか、現行法ではさほど問題でないとしても、将来的には実質的に同一として拒絶する基準を検討していくべきである。</p> <p>理由：意匠制度小委員会で検討中のように、関連意匠が本意匠の公報発行後も出願し得るか、満了後も存続し得るか等、実質延長の様相を帯びる場合、安易な関連意匠の登録を抑制するため、登録に見合う創作性を要求すべきです。同一意匠を理由として拒絶される範囲（無効理由としては意匠法9条1項2項）があまり狭いと、実質的に重複登録であり、現行の制約（存続期間が同日に満了）が失われると弊害が懸念されます。</p>	<p>71.9.1 は今回改訂を行う箇所ではなく、また、理由として記載された内容から、いただいたご意見については、検討中の意匠制度の改正案に関するものと理解いたしましたので、本基準改訂案へ寄せられたご意見に対するご回答としての回答は差し控えさせていただきます。意匠制度の改正の方向性につきましては、別途案をお示ししてパブリックコメントを行う予定です。</p> <p>※なお、冒頭に記載したとおり、本意匠審査基準改訂案の内容は、現行意匠法の下における、法改正以外の課題について検討を行ったものです。意匠制度小委員会において別途検討する意匠制度の見直しが行われた際は、意匠審査基準についても、それに則した内容となるよう、改めて改訂を検討いたします。</p>
17	<p>71.9.2 で、「上記①ないし④についてすべて同一である場合」は、④が同一にならない点で71.9.1 と異なるため適用が想定しにくい。また、「部分意匠の『その他の部分』に示された特徴は考慮しない」等も理解が困難。全体意匠は物品全体を「意匠登録を受けようとする部分」の範囲と解する以外は71.9.1 を参照するだけでよいように思われる。</p> <p>理由：全体意匠は物品全体を範囲とするため、部分意匠の範囲と同一になり得ないと思われれます。71.9.1 では「その他の部分」に言及せずとも済んでいます。例えば範囲100%の全体意匠を範囲60%の部分意匠と対比する基準が、範囲99%の部分意匠を範囲60%の部分意匠と対比する基準と異なる必然性がないと思われれます。</p>	<p>例えば開閉部を有する物品の外側の形態のみについて意匠登録を受けようとする場合、内部を描かない場合と、内部を意匠登録を受けようとする部分以外の部分として破線で描く場合とが考えられます。こうしたケースにおいて、前者を全体意匠と部分意匠とのどちらと認定するかによって同一か否かの判断が異なることは適切ではないことから、意匠登録を受けようとする方法に関わらず同一と判断されるケースがあることも明記する必要があり、原文を維持したいと考えます。また、71.9.2 は多くの点で71.9.1 と同旨の点が多いものの、判断基準の明確化の観点から別途記載を行うことといたしました。</p>
18	<p>71.9.2 全体意匠と部分意匠との類否判断</p> <p>「3 全体意匠の意匠登録出願の形態と部分意匠の『意匠登録を受けようとする部分』の形態が同一又は類似であること』という記載について、全体意匠の意匠登録出願の形態と部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」の形態は、類似することはあっても同一と判断されることはないのではないか。したがって、なお書きの「上記1ないし4についてすべて同一である場合、両意匠は実質的に同一となる。」ということもあり得ない。</p>	

19	<p>「71.9.2 全体意匠と部分意匠との類否判断」は、過去に一律非類似とされた意匠登録を原則として無効とすべきでない。範囲の類似は、部分意匠の範囲が物品のほぼ全体となる場合（額縁の判断事例案）や、底面図を省略した全体意匠（21.1.2 改訂前の扱い）と底面図をその他の部分とした部分意匠を対比するように極端な場合に限るべき。</p> <p>理由：改訂案では、部分意匠の範囲がありふれた範囲内なら全体意匠の範囲に類似と判断し得るようです。例えば従来、部分意匠の「登録を受けようとする部分」と同一の特徴を備えつつ「その他の部分」に対応する部分が平凡な造形の全体意匠を同一出願人が同日に出願し、非類似として登録されたのが類似と判断されるなら、登録後では関連意匠にもならず、両意匠権ともども（先後願なら後願が）無効になりかねないと懸念されます。法改正無しに審査基準のみ改訂する場合は、同じ法律の条文を適用する過去の出願に対しても同様の扱いが認められるおそれがあります。</p>	<p>同基準の適用につきましては、意匠審査基準の改訂後の出願にのみ適用を行うことを考えております。</p>
20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体意匠と部分意匠との間でも第9条（先願）の規定を適用する、との改正案については、審査基準（案）71.9.2「全体意匠と部分意匠との類否判断」において、71.9.2に規定されている①～④の要件を全て満たす場合とされているため、限定的な範囲であると考えられる。</li> <li>この運用変更の理由は、審査基準（案）21.1.2に追加された「一部図面が非開示の場合に意匠の内容が十分に開示されていれば部分意匠として取り扱う」の適用を受け部分意匠として取り扱われる意匠と、全体意匠との間で先願（第9条）等の規定の適用の判断を行うため説明されている。しかしながら、審査基準（案）71.9.2には具体的な事例の例示はなく文章のみとなっているので、「全体意匠と部分意匠との類否判断」がなされる例となされない例の具体例の提示等による今回の運用変更の範囲が十分に説明されているとは言いがたい。</li> <li>・全体意匠と部分意匠の間での第9条の適用について、従来は、「全体意匠と部分意匠とでは意匠登録を受けようとする方法・対象が異なるから」という理由で適用しないとされてきた。ユーザーはこのことを前提として、全体意匠及び部分意匠について（第3条の2の規定に留意しつつ）比較的自由に意匠登録出願を行ってきた経緯がある。</li> <li>・今般の改正の必要性、有用性について制度のユーザーに十分な説明を行い、納得感を高めるとともに、適用が予定されている審査実務に関して多くの具体例を提示するなど、混乱を回避する措置が講じられることを希望する。</li> </ul>	<p>ご意見を踏まえて、71.9.2に判断の参考となる事例を追加いたします。また、今回の基準改訂の必要性・有用性のユーザーの皆様へのご説明につきましては、来年1月～3月の間に全国にて説明会を開催させていただく予定です。</p>



2 1	<p>改訂意匠審査基準（案）71.9.2 の全体意匠と部分意匠との類否判断について</p> <p>1. 全体意匠と部分意匠との類似・非類似の事例については、ガイドラインあるいは登録事例集のような解説書を作成して頂きたい。</p> <p>2. 改訂案 58 頁中程にある「また、部分意匠の「その他の部分」に示された特徴は考慮しない。」について削除又は補足をお願いしたい。</p> <p>3. 改訂案 59 頁最後にある「また、意匠法第3条の2に該当する場合は、審査実務上は、意匠法第3条の2を適用する。」について、補足説明と事例を示して頂きたい。</p>	<p>ご意見を踏まえて、1. については、登録例の蓄積後、関連意匠登録事例集を作成し、公表いたします。また、2. については、当該記載を削除いたします。3. については、意匠法第9条の規定に該当するとともに、同第3条の2の規定にも同時に該当するケースがあることから、現行意匠審査基準71.9.1.1においても、その際は同第3条の2の規定を適用すると記載しており、当該記載と平仄を合わせたものです。なお、同第3条の2の適用については、従来どおりとし、今回特段の変更は行いませんが、ご意見を踏まえて、明確化のために同条の適用を行う場合についての事例を追加いたします。</p>
2 2	<p>[1] 願書の記載項目としての【部分意匠】の欄の廃止について</p> <p>結論 現行意匠審査基準71.2.1（1）の削除について反対はしないが、部分意匠として登録となったものは、少なくとも「登録査定謄本」に部分意匠の表示を残すことと、あるいは同時に付される「通知書」に意匠公報に付される意匠分類を記載して頂きたい。</p> <p>理由及び意見：部分意匠として登録となったものは、公報に表示される意匠分類で何らかの符号（画像意匠の“W”に相当するもの）を付す運用である旨は伺っている。部分意匠と全体意匠の境目が無くなる取り扱いについては、大きな変更であると捉える方々もあると思うので、とりわけ図面不足により部分意匠とみなされた場合には、予期せぬ取り扱いと思われる。したがって、出願人に部分意匠として審査した旨を知らせるべく、「登録査定謄本」に部分意匠の表示を残すか、あるいは「登録査定謄本」と同時に付される「通知書」に意匠公報に付される意匠分類を記載して頂きたい。</p>	<p>全体意匠であるか部分意匠であるかとの意匠登録を受けようとする方法の違い自体は、意匠登録を受けようとする意匠の内容を異なるものとするものではなく、また、意匠公報に掲載する方向で検討している部分意匠に関する記号も、検索のための記号にすぎないため、ご指摘のような運用を行うことは考えていません。</p>

I 創作の実態を踏まえた意匠の適切な開示要件の在り方 — (4) その他

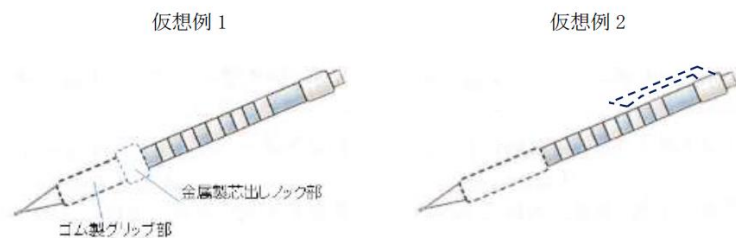
<p>2 3</p>	<p>改訂案 71.2.2 では、「意匠に係る物品全体の形態が図面に表されていない場合は、図面において開示されていない範囲の形態（規則に従い省略した場合を除く）については意匠登録を受けようとする部分として取り扱わず、図面において表れた部分についての部分意匠として取り扱う」と説明されている。</p> <p>一方で改訂案 71.13 においては、優先権等の主張の効果が認められない例として、</p> <p>(1) 第一国出願が全体意匠に係る出願であって、我が国への意匠登録出願がその全体意匠の一部である部分意匠に係るものである場合</p> <p>が挙げられている。そうした場合、たとえば、中国等の部分意匠制度のない国において、重量物等を理由に底面図を省略した意匠出願がなされ、その出願を基礎として日本に優先権主張をした場合、日本では底面の一部を開示しない部分意匠として扱われるが、その場合に上記改訂案 71.13 との整合が気になるところである。</p> <p>改訂案 71.13 (5) の記載より、日本で新たに底面図を作成することが認められない状況においては、底面図がない状態で優先権主張を認めることが現実的かと考えるが、その場合、どのような解釈で上記審査基準の整合を取るのかを明確にして頂きたい（たとえば、中国での底面図省略意匠を事実上の部分意匠と見なす、等）。</p>	<p>我が国への意匠登録出願に係る意匠と第一国の出願に係る意匠との同一性の判断においては、全体意匠、部分意匠との意匠登録を受けようとする方法ではなく、意匠登録を受けようとする対象が同一であるか否かによって判断することといたします。</p> <p>上記の趣旨が明確となるよう、ご指摘を踏まえて、71.13 (1) をよりわかりやすい記載に修正いたします。</p>
<p>2 4</p>	<p>改訂意匠審査基準（案）71.7.1.2.1 について</p> <p>改訂意匠審査基準（案）71.7.1.2.1 において、物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれているものであっても一意匠と取り扱うものの類型として、「(3)開示がなされていない部分によって隔てられ、意匠登録を受けようとする部分が図面上物理的に分離した状態で表れたものである場合」及び、「(4)『その他の部分』が、一の用途及び機能を果たすためのものであるか、又は一の形態的なまとまりを有するものである場合」を追加することについては賛成である。ただし、追加された類型について、以下のとおり、記載の明確化を求める。</p> <p>(a) 改訂意匠審査基準（案）71.7.1.2.1(3)の事例について</p> <p>改訂意匠審査基準（案）71.7.1.2.1(3)の事例の明確化のため、以下のような説明文を記載することを提案する（下線部が修正箇所）。</p> <p>「<u>底面図の提出が無く、赤色斜線部は開示がなされていないため、意匠登録を受けようとする部分ではないものとされる。その結果、意匠登録を受けようとする部分として開示されているくぎの頭部と胴部とは、物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」として図面上表れるが、一意匠として取り扱われる。</u>」</p> <p>(b) 改訂意匠審査基準（案）71.7.1.2.1(4)の事例について</p>	<p>(a) 改訂意匠審査基準（案）71.7.1.2.1(3)の事例について</p> <p>ご指摘を踏まえて、当該事例についての説明が、より分かりやすいものとなるよう、修正いたします。</p> <p>(b) 改訂意匠審査基準（案）71.7.1.2.1(4)の事例について</p> <p>ご意見を踏まえて、事例を追加するとともに、説明の記載をより分かりやすいものとなるよう、修正いたします。</p>

「(4)『その他の部分』が、一の用途及び機能を果たすためのものであるか、又は一の形態的なまとまりを有するものである場合」について、全体として記載の意義が不明瞭である。すなわち、まず「その他の部分」という用語について鍵かっこで囲われているものの、この項目だけを見た者においては「意匠登録を受けようとする部分以外の部分」の意を理解するのは困難である。

また、「一の用途及び機能を果たすためのものである」又は「一の形態的なまとまりを有するものである」とされているが、「その他の部分」が何と一つの用途及び機能を有し、又は一つの形態的なまとまりを有するのか判然としない。

さらに、この項目が一意匠と認められるものの類型としてなぜ追加されることとなったのか、なぜ一意匠として認められるべきであるのかが不明であるため、理由の記載を追加することを検討頂きたい。

なお、「一の用途及び機能を果たすためのもの、又は一の形態的なまとまりを有するもの」を複数備えた意匠の登録を認めるのかについて、明確にして頂きたい（下図参照）。



II 意匠審査基準上規定するその他の運用に関して — (1) 意匠に係る物品の欄の記載について

25 「意匠に係る物品」の欄の記載に関する見直しの方向性、及び改訂意匠審査基準（案）51.1.2.1「物品の区分によらない願書の『意匠に係る物品』の欄の記載の例」における具体的な改訂案について、いずれも賛成である。

なお、今回の改訂において、改訂案 51.1.2.1 において例示されるもののうち、「(4) 外国文字を用いたもの、(5) 日本語化されていない外国語を用いたもの」に関して、現行意匠審査基準における「116.1.2.1 物品の区分によらない「意匠に係る物品」の欄の記載の例」において「ただし、国際意匠登録出願に係る願書の記載の言語は英語であるため、(5) 外国文字を用いたもの、(6) 日本語化されていない外国語を用いたもの、は除く。」と記載されているのと同様に、改訂案 51.1.2.1 においても、「ただし、国際意匠登録出願に係る願書の記載の言語は英語であるため、(4) 外国文字を用いたもの、(5) 日

基準改訂案の方向性をご支持下さるご意見であると理解いたします。

なお、現状では、国際意匠登録出願の審査に特化した内容の規定については、第 11 部にまとめて掲載することを原則としておりますことから、ご指摘の箇所のみクロスリファレンスにいたしますと、他の箇所の記載ぶりと整合を図ることが難しいことから、今後の全般的な記載の改善に向けてのご意見と理解させていただきます。

	本語化されていない外国語を用いたもの、は除く（116.1.2.1 参照）。」などとし、クロスレファレンスの形式となると、本情報の検索が容易になるものと思われるため、検討頂きたい。	
II 意匠審査基準上規定するその他の運用に関して — (2) 二以上の物品を表したものであるか否かの判断について		
26	<p>複数の構成要素を二以上の物品と認めるには、構成要素ごと「21.1.1.1 物品と認められるものであること」を参照した判断をすべき。模様や色彩も構成要素であるが物品ではない。構成要素が形状をもつ場合、例えば万年筆の軸に設けた装飾的な凹凸形状が筆記に必須の構成要素でなくても別の物品というべきではない。</p> <p>理由：構成要素の概念が明確に定義されないため、物品の部品や部分等が構成要素と判断される懸念があります。現行の意匠審査基準で、「構成要素」という用語は多くの場合「形状、模様、色彩」を意味しています。「物品を構成する個別の構成要素」がそういう意味でないとしても、物品でない構成要素を物品と認めるべきではありません。</p>	ご意見を踏まえて、ご指摘の箇所の記載を修正いたします。
27	<p>51.1.2.2.1 (1) ②「社会通念上一体的に実施」というのは、製造、使用、取引（譲渡、輸出入等）のうち製造は一体化の手段に過ぎないことから、補完的考慮の中でも使用又は取引における美観の機能性を重視すべき。</p> <p>理由：需要者の視覚や用途及び機能は、使用又は取引において発揮されると思われます。一体的に製造されただけでは、取引から使用前まで必然的に一体的となるため、物理的に分離していなければ何でもよいことになりかねません。「乗用自動車用尾灯」や「湯水混合水栓」の事例は、特に使用時の一体性が考慮されると解されます。</p>	製造時の一体性については、それのみによって一物品と判断するための根拠とはなり得ませんが、一物品であるか否かの判断において補完的に考慮はなされる事項ですので（知財高判平 28.9.21「容器付き冷菓事件」）、原案のままとさせていただきます。
28	<p>「容器付き固形のり」、「容器付きゼリー」、「ギフトセット」の事例は、いわば「包装用容器付き商品」の類型と解される。包装用容器は非類似の広汎な物品を包装した状態で取引対象になることから一般的な部品や筐体等と異なる扱いを要し、主たる取引対象は商品（内容物）のため、内容物が一つの物品で（非物品、多物品、不特定を除外）、かつ、内容物の形態と容器の形態が協働的に美観に寄与することを考慮すべき。</p> <p>理由：説明内容は、形態によらず物品が判断し得るように見られます。同じ説明が成り立っても不適当な場合（例えば「容器付き液体のり」）も考えられます。内容物の形態（少なくとも形状）が何ら表されない場合は、例えば「固形のり用容器」と重複し、あるいは内容物の類似が物品の差異のみで形態の差異が考慮されないと類似範囲が広汎になりかねません。例えば図面に容器のみを表した場合や内容物が液体の場合は、容器の創作しないことから、商品に一物品を特定しても「容器付き商品」の登録を認めるべきではありません。</p>	<p>ご意見を踏まえて、判断基準がより分かりやすいものとなるよう、「容器付き固形のり」及び「容器付きゼリー」の事例の注釈を修正いたします。</p> <p>なお、「容器付き固形のり」については、くり出しケース部は使用時には持ち手として、蓋部は保管時において乾燥を防ぐために用いるものであることから、包装のためのみに用いる容器ではなく、固形のりの用途及び機能を果たすために必須のものとして認められます。</p> <p>※なお、冒頭に記載したとおり、本意匠審査基準改訂案の内容は、現行意匠法の下における、法改正以外の課題について検討を行ったものです。意匠制度小委員会において別途検討する意匠制度の見直しが行われた際は、意匠審査基準についても、それに則した内容となるよう、改めて改訂を検討いたします。</p>

29	<p>「容器付き固形のり」の事例は、固形のりの形態が平凡なので「固形のり用容器」と重複登録が懸念される。</p> <p>理由：固形糊（用）容器の登録例が幾つかあるようです。特定物品専用容器で容器に特徴的形態がある場合は、「固形のり用容器」と「容器付き固形のり」の片方なら出願人に自由な選択を認めて良いとしても、意匠制度小委員会で検討中のように、関連意匠の存続が本意匠の満了後も認められれば、一方を本意匠、他方を関連意匠とした実質延長が懸念されます。</p>	<p>容器付き固形のりが出願された後、固形のり用容器が他人から出願された場合は、公報発行前であれば3条の2、公報発行後であれば3条1項3号で拒絶される可能性が高いものと考えられます。また、固形のり用容器が出願された後、容器付き固形のりが他人から出願された場合、公報発行前であれば登録されますが、登録意匠の利用関係にあります（意匠法第26条）。後半のご意見については検討中の意匠制度の改正案に関するものですので、本基準改訂案へ寄せられたご意見に対するご回答としての回答は差し控えさせていただきます。意匠制度の改正の方向性につきましては、別途案をお示ししてパブリックコメントを行う予定です。</p> <p>※なお、冒頭に記載したとおり、本意匠審査基準改訂案の内容は、現行意匠法の下における、法改正以外の課題について検討を行ったものです。意匠制度小委員会において別途検討する意匠制度の見直しが行われた際は、意匠審査基準についても、それに則した内容となるよう、改めて改訂を検討いたします。</p>
30	<p>「容器付きゼリー」の事例に、食するときも一体的の説明があるが、商品を包装した意匠では他の用途を有する容器も包装用と解される。もし、事例ほどゼリーと容器の形態上の関連性がない場合に「容器付きゼリー」で認められないような意匠は、容器が食器や貯蔵容器等と特定されても、抜け道を通すべきではない。</p> <p>理由：「21.1.1.2 物品自体の形態であること」に物品を模した形状のハンカチを置物とする例がありますが、購入者が置物の結びを解いてハンカチに戻すのは自由です。食器や貯蔵容器だと食品を容器から出さない釈明が成り立つなら、内容物を出した後に使い捨て（容器自体を食器や貯蔵容器等として使用しない）も購入者の自由です。JIS Z 0108「包装－用語」には、「包装」という用語の定義に「物品の輸送、保管、取引、使用などに当たって、その価値及び状態を保護するために適切な材料、容器」とあり、内容物の貯蔵や使用は包装の目的の範囲内であり、調理済み食品の包装を食器代わりにするのは一般的です。ゼリーとは全く異質の物品と認識される場合、例えば容器にゼリーを収容してなる「置物」ならよいとしても、ゼリーを主とする商品とする以上は、ゼリーの製造販売実施者に対する影響は同じであろうと思われます。</p>	<p>本事例は、食するときの一体性のみによって、一物品と判断している事例ではなく、流通時の一体性等についても考慮したものです。</p> <p>ご意見を踏まえて、本事例についての説明の記載を、より分かりやすいものに修正いたします。</p> <p>※なお、冒頭に記載したとおり、本意匠審査基準改訂案の内容は、現行意匠法の下における、法改正以外の課題について検討を行ったものです。意匠制度小委員会において別途検討する意匠制度の見直しが行われた際は、意匠審査基準についても、それに則した内容となるよう、改めて改訂を検討いたします。</p>

31	<p>改訂案 51.1.2.2.1 の(1) ②によれば、次に挙げる【例1】や【例2】、【例3】は、一の物品と判断されるものと解される。そして、これらの事例については、改訂案 51.1.2.2.1 「(2) 一の物品と判断されるものの例」として掲載されることを提案する。</p> <p>(1) ジュースセット</p> <p>このジュースセットは、飲料を収容した複数の容器と、これらの容器を収納した外箱とからなり、物理的に分離した複数の要素から構成されている。これらの構成要素は、一の特定の機能を果たすために必須とまでは言えないが、飲料を装飾的に収納して流通時はもちろん使用の直前に至るまでその装飾的な収納状態が維持されており、容器と外箱とがいずれも商品である飲料を効果的に展示するという一の用途及び機能を有するから、一の特定の用途及び機能を果たすための一定の結びつきを有している。加えて、その詰め合わせられた配列により、一つの形態としてのまとまりを有している。さらに、市場において分離することなく社会通念上一体的に流通し、販売（譲渡）、または、譲渡若しくは貸渡しの申出されるものであることを考慮すると、改訂案 51.1.2.2.1 のもとにおいては、一の物品と判断される事例であると解される。そして、この点を明らかにする意味においても、「(2) 一の物品と判断されるものの例」として掲載されるべき事例である。</p> <p>なお、このジュースセットについては、以下のとおり「商品見本」として意匠登録を受けている実情にある。</p> <p>○意匠登録第1500999号「商品見本」</p> <p>仮に、第三者が同様のデザインからなるジュースセットを実施したとしても、物品を「商品見本」とするこの意匠登録では、該第三者が実施するジュースセットとは物品が非類似であるとして、直接的な意匠権侵害を問えない可能性が高い。改訂案 51.1.2.2.1 の(1) ②で示された内容は、このような保護ニーズに対応した望ましい改訂であると考えられる。そして、この点を事例の掲載により明らかにして頂きたいと考える。</p> <p>(2) おむつセット</p> <p>このおむつセットは、複数のおむつをタオルで包んで積み重ねたものであり、ぬいぐるみ型のキーホルダーとリボンで装飾されている。これらの構成要素は、おむつを装飾的に収納して流通時はもちろん使用の直前に至るまでその装飾的な収納状態が維持されており、その間、効果的な展示物としての用途及び機能を有するから、一の特定の用途及び機能を果たすための一定の結びつきを有している。加えて、これらの構成要素が集合して一個のケーキのような形態を構成しており、一つの形態としてのまとまりを有している。さらに、市場において分離することなく社会通念上一体的に流通し、販売（譲渡）されるものであることを考慮すると、一の物品と判断され、改訂案 51.1.2.2.1 のもとにおいては、一の物品と判断される事例であると解される。そして、この点を明らかにする意味においても「(2) 一の物品と判断されるものの例」として掲載されることを提案する。</p>	<p>ご提示いただいた例1～3につきましては、販売展示効果を目的としたものとして保護ニーズがあるという趣旨のご意見と認識いたしましたので、将来のさらなる運用改善に向けた課題とさせていただきます。</p> <p>ご意見中の「商品である飲料を効果的に展示する」という用途は販売展示効果を目的にしたものといえ、「商品見本」等としてではなく、「ジュースセット」として出願された場合は、意匠審査基準 21.1.1.2 (2) ①等との整合性の観点から、現行の基準の下では認められません。なお、ジュースセットの例において示いただいた商品見本については、見本という物品の性質上、専ら展示にのみ用いられるもの（すなわち、飲料としての消費するためのものではない）と考えられ、展示されることでその目的を果たすものといえますので、一物品と認められません。</p> <p>また、上記のように考えられますので、51.1.2.2.1(3)の各事例の説明文についてのご意見については、原文のままさせていただきます。</p> <p>※なお、冒頭に記載したとおり、本意匠審査基準改訂案の内容は、現行意匠法の下における、法改正以外の課題について検討を行ったものです。意匠制度小委員会において別途検討する意匠制度の見直しが行われた際は、意匠審査基準についても、それに則した内容となるよう、改めて改訂を検討いたします。</p>
----	--	---

(3) タオルセット

不正競争防止法の事案であるが、タオルセットの形態模倣について争われ、被告商品1～6のいずれもが、原告商品1～6と実質的に同一の形態であると認定された事案が存在する（平成10年9月10日大阪地判（平成7年（ワ）第10247号））。

このタオルセットでは、小熊の人形と小熊の絵が描かれたタオルが装飾的に収納され、流通時はもちろん使用の直前に至るまでその装飾的な収納状態が維持されており、その間、効果的な展示物としての用途及び機能を有するから、一の特定の用途及び機能を果たすための一定の結びつきを有している。さらに、市場において分離することなく社会通念上一体的に流通し、販売（譲渡）されるものであることを考慮すると、一の物品と判断され、改訂案51.1.2.2.1のもとにおいては、一の物品と判断される事例であると解される。そして、この点を明らかにする意味においても、「(2) 一の物品と判断されるものの例」として掲載されることを提案する。

(4) 補足

なお、以上の【例1】及び【例2】については、意匠に係る物品を、例えば【例1】について「包装用容器」とし、【例2】については「置物」とするなども考え得るが、近似の裁判例において「容器付冷菓」という記載が認められ、改訂意匠審査基準において、「容器付き固形のり」であったり「容器付きゼリー」であるなど、明らかに2つの物品を組み合わせ構成された物品の記載が認められる実状に鑑みれば、上記のとおり「ジュースセット」又は「ぬいぐるみ付きおむつセット」などとした「〇〇セット」の記載を認めてもよいと考える。また、【例3】においても、「ぬいぐるみ付タオルセット」として登録を認めることは十分可能であろう。

この点、組物の意匠では、物品名が「一組の〇〇セット」であって必ず「一組の」を付すことが決められているところ、「〇〇セット」との記載としても、組物の意匠との区別は十分に可能である。

改訂意匠審査基準（案）51.1.2.2.1(3)「二以上の物品と判断されるものの例」への提案

(1) 【事例1】「コップ」について

改訂案51.1.2.2.1において、「二以上の物品と判断されるものの例」として挙げられている【事例1】「コップ」は、改訂案51.1.2.2.1の(1)②を上述のとおり解すれば、例えば外箱等に收容されて、少なくとも流通時における一体性を有すれば、用途及び機能における一定の結びつきを有するから、一の物品と判断されるものとなる。そこで、この例では外箱等に收容されていないことで一の物品とは判断されない旨を明確にすべく、以下のような説明文を記載することを提案する（下線部が修正箇所）。

(3) 二以上の物品と判断されるものの例

【事例1】「コップ」

※願書の記載事項及びその他の図は省略した。

※これら複数のコップが社会的通念上一の固有の用途及び機能を果たすために必須のものであるとは認められず、また、これらコップは共通した模様が付されているものの、外箱に收容される等により一つの形態としてのまとまりを有するには至っていない。また、これら分離した複数のコップがセットとして一体的に市場で流通販売されることが一般的であるともいい得ないこと等から、一の物品と判断することはできず、二以上の物品と判断される。

(2) 【事例2】「ギフトセット」について

改訂案 51.1.2.2.1において、「二以上の物品と判断されるものの例」として挙げられている【事例2】では「ギフトセット」そのものが一般的に一物品として認められないかの如き記載になっている。

しかしながら、「ギフトセット」であっても一概に一物品として認められないとはいうことはできず、上述した【例1】、【例2】及び【例3】のように、複数の構成要素において一の特定の用途及び機能を果たすための結びつきが強固ではない場合であっても、社会通念上一体的に実施がなされるものである場合は、一物品として認められるものとする。

他方、事例2において示される「ギフトセット」は包装箱に多数の物品を並べて収納したに過ぎず、装飾的に収納されたとも、効果的な展示物としての用途及び機能を有するとも言いがたい。そこで、事例2については、この図に示されるギフトセットの例では一の物品とは認められない旨を明確にすべく、以下のとおり記載を改めることを提案する（下線部が修正箇所）。

※願書の記載事項及びその他の図は省略した。

※このギフトセットには、内容物として多数の物品が含まれており、これら全てが一の固有の用途及び機能を果たすためのものとは認められないことから、一の物品と判断することはできない。

(d) 参考意匠登録例

なお、以下のように図面に表された複数の構成要素において一の特定の用途及び機能を果たすための結びつきが強固ではなく、流通時はもちろんのこと使用の直前に至るまでの一体性を備えたと考えられる登録例も存在していることから、殊更流通時と使用時とを分けることなく、流通時又は使用時のいずれかにおいて一体性を有する上で示した例について登録を認めてもよいと考えられる。(1)意匠登録第1291076号「ぬいぐるみ付電報用収納筒」、意匠登録第1348958号「ぬいぐるみ付電報用収納筒」、(2)意匠登録第1368824号「飲食用容器」(不服2008-32734)



意匠審査基準上規定するその他の運用に関して — (3) 組物の意匠の構成物品に関して		
3 2	<p>意匠審査基準上限定していた組物の意匠の構成物品は、社会通念上同時に使用される物品の範囲内で、出願人の任意とする。</p> <p>結論： 賛成である。</p>	<p>基準改訂案の内容をご支持下さるご意見であると理解いたします。</p>
Ⅲ 全体について・その他		
3 3	<p>全体として、ハーモナイゼーションに配慮しつつ、出願人による意匠登録出願に係る意匠の特定方法についてより自由な記載・表現を可能とする改正であるため、制度のユーザーとしては歓迎すべき改正内容であると考えます。</p>	<p>基準改訂案の内容をご支持下さるご意見であると理解いたします。</p>